

受講規約

第1条 (総則)

- この受講規約(以下「本規約」といいます。))は、大日本印刷株式会社(以下「当社」といいます。))が開催する「サイバーインシデントレスポンスマネジメントコース」(以下「本講座」といいます。))の受講に関する諸条件を定めたものです。
- お客様は、本規約の内容をご了承の上、本講座の受講をお申込み下さい。本講座へのお申込みをもって、お客様が本規約に同意されたものとします。
- 当社は、当社の判断で本規約を変更できるものとします。但し、本規約の変更前に正式なお申込みをいただいた本講座に関しては、お客様のお申込み時点で有効な本規約が適用されるものとします。
- 本講座は、当社の子会社である株式会社サイバーナレッジアカデミーが実施します。

第2条 (申込み手順)

- お客様は、当社所定の「サイバーインシデントレスポンスマネジメントコース受講申込書」(以下「申込書」といいます。))に必要事項を記入し、記名捺印した上で、当社に提出していただくことにより、本講座の受講を当社に正式に申し込みのものとします。
- 当社が申込書を受領し、第3条に定める必要書類をお客様に発送した時点で、本講座受講の契約が成立したものとします。なお、当社の都合により、お客様のお申込みをお受けできない場合があります。

第3条 (必要資料)

- お客様は、本講座受講の契約成立後、株式会社サイバーナレッジアカデミーの所定の書式により、次の資料を提出するものとします。
- 本講座開講6営業日前までに当社が指定したパスワードにて暗号化した上で、当社の指定する伝送サービスを利用して、株式会社サイバーナレッジアカデミー宛に提出していただく資料(営業日は当社の営業日で計算します。以下同じ。)
 - 本講座を受講される方(以下「受講者」といいます。))の一覧表(以下「申込受講者一覧」といいます。))
 - 受講者のスキルチェックシート
※スキルチェックシートは受講者全員が提出して下さい。
※株式会社サイバーナレッジアカデミーが本講座のチーム編成を決める際に使用します。
 - 本講座開講初日に受講者が株式会社サイバーナレッジアカデミーの講師もしくは職員に手渡しにて提出していただく書類
 - 受講者が署名捺印した誓約書
※誓約書は受講者全員が提出して下さい。

第4条 (受講料)

- 本講座の受講料(以下「受講料」といいます。))は、申込書に記載の通りとします。受講料は、一括でお支払いいただきます。
- 受講料は、講習実施後に弊社から発送する請求書の記載に従ってお支払い頂くこととなりますが、講習実施前に受講料を支払い頂くことも可能です。受講料の講習実施前払いをご希望される場合には、申込書提出時にお申し出ください。

第5条 (本講座の実施)

- 本講座の日程は、申込書に記載の通りとします。お客様の都合による受講日の変更はキャンセルとなり、次条に従って処理されるものとします。
- 本講座の内容の詳細、講師などは、コース毎に当社が決定するものとし、合理的な必要に応じて、これを変更することができます。
- お客様が申込みされた受講者の人数によっては、複数のお客様が同時に本講座を受講することがあります。
- 本講座は、提出していただいたスキルチェックシートに基づき、受講者をチームに分けて行います。申込みされた受講者が複数の場合でも、受講者のスキルレベルによっては、別のチームとなる場合があります。
- スキルチェックシートを提出していただいた受講者を変更できない場合がございますので、予めご了承ください。また、受講者が欠席した場合であっても、受講料はお支払いいただきます。
- 受講当日は、当社が別途送付する受講票を必ず持参して下さい。
- 本講座終了後、受講者に成績表もしくは本講座を受講したことの証書等を送付するものとし、その発送をもって本講座の実施が完了したものとします。
- 受講者が、本規約及び誓約書の内容の一つでも違反した場合、当社は、当該受講者の受講を中止することができるものとします。この場合であっても、受講料はお支払いいただきます。

第6条 (お客様都合のキャンセル)

- お客様が本講座のキャンセルを希望される場合は、当社にご連絡いただいた上で、当社所定の連絡票に必要事項を記入の上、当社まで提出して下さい。当社がお客様からキャンセルの連絡を受けた日を、本講座のキャンセル日とします。
- お客様の都合で本講座をキャンセルされる場合は、キャンセル日に応じて、次のキャンセル料を申し受けれます。

表 1

キャンセル日	キャンセル料
本講座開講日の10営業日前まで	無料
本講座開講日の9営業日前以降 (本講座実施期間中のキャンセル含む)	受講料の100%相当額

※上記表中の営業日は、当社の営業日で計算します。

第7条 (本講座の中止)

- 受講者の予定数が当社所定の人数に満たない場合、当社は本講座を中止することができます。本項に基づき本講座を中止する場合、当社は、講座開講日の10営業日前までにお客様にご連絡します。
- 当社が前項に基づき本講座を中止した場合、当社は、貴社が支払済みの受講料があった場合に限り、全額返金いたします(お客様が負担された振込手数料は除きます)。
- 当社が本条第1項に基づき本講座を中止した場合、当社は、前項の規定以外、損害賠償等の責任を負いません。

第8条 (返金手続き)

講習実施前に受講料をお支払い頂いたお客様について、第6条又は第7条に基づき当社からお客様への受講料返金が発生した場合、お客様は、当社所定の受講料返金依頼書に必要事項を記入の上、当社へ提出して下さい。当社は、当該依頼書を受領した後、受講料の返金手続きを行います。なお、返金にもない振込手数料が発生する場合、①お客様がキャンセルした場合は、お客様負担、②当社が第7条に基づき本講座を中止した場合は、当社負担、とします。

第9条 (秘密保持)

- お客様は、本講座において受講者に提供された技術、情報等(以下「本講座技術情報等」といいます。))を秘密に保持するとともに、お客様における①内部関係者への指導、及び②不正アクセス等への対策・準備及び発生時の対応にのみ使用し、当該目的のために知る必要のある

- 自己の従業員を除き、第三者に開示してはならないものとします。
- お客様が本規約の内容の一つにでも違反した場合、お客様は、直ちに本講座技術情報等の使用を中止するとともに、当社の指示に従って、①有形の本講座技術情報等は直ちに当社に返還し、②無形の記録であって返還不能なものは、漏洩の危険のない方法で完全に消去します。

第10条 (受講者個人情報の共同利用)

当社は、株式会社サイバーナレッジアカデミーが取得する受講生の個人情報について、表2に示す範囲で共同利用いたします。

表 2

共同して利用される個人情報の項目について	誓約書に記載された受講者情報(会社所在地・会社名・所属部署・受講者住所・受講者氏名)
共同して利用する者の範囲について	共同利用者は以下の通りです。(2021年9月現在) 株式会社サイバーナレッジアカデミー
共同して利用する者の利用目的について	誓約書に署名・捺印した受講者が、誓約書の誓約事項に違反したと合理的に判断される場合の対応のために利用いたします。
共同して利用する個人情報の管理について責任を有する者の名称について	株式会社サイバーナレッジアカデミー

第11条 (お客様の責任)

- お客様は、次の各号の一に該当する行為を行うことはできません。
 - 本講座技術情報等を、①本講座と競合するサービスの開発、改良等、及び/又は②本講座と競合するソフトウェア、製品等の開発、改良等、に使用すること。
 - 本講座技術情報等を利用して、違法行為その他、当社及び株式会社サイバーナレッジアカデミー、又は第三者に損害を及ぼす行為を行うこと。
 - 当社が許諾する範囲を超えて、当社又は第三者の情報(マルウェアに関する情報、本講座で利用するソフトウェア等を含みますが、これらに限られません。))にアクセスし、それらを利用又は複製すること。
- お客様は受講者に対して、第3条第(2)号の誓約書に署名捺印の上、株式会社サイバーナレッジアカデミーに提出させるものとします。
- お客様が本規約に違反した場合、お客様は、当該違反により当社及び株式会社サイバーナレッジアカデミー、又は第三者に生じた損害について、賠償する責任を負うものとします。
- お客様は、受講者及び第9条第1項に基づき本講座技術情報等の開示を受けた自己の従業員が、本条第1項第(1)号乃至第(3)号に該当する行為を行わないよう監督する責務を負うものとします。万一、受講者又は当該自己の従業員がこれらの一つにでも違反した場合、お客様は、当該違反により当社及び株式会社サイバーナレッジアカデミー、又は第三者に生じた損害について、賠償する責任を負うものとします。

第12条 (不保証)

- 当社は、明示又は黙示を問わず、本講座及び本講座技術情報等について、正確性、有用性、特定目的への合致等を含め、何らの保証も行いません。
- 本講座及び本講座の内容に関連して、お客様、受講者又は第三者に損害が生じた場合、当社は、法律上の請求事由を問わず、当該本講座の受講料を上限とする範囲内でのみ責任を負いません。

第13条 (知的財産権)

本講座において使用するコンピュータプログラム、各種教材、本講座技術情報等の著作権など知的財産権は、当社又は開発元など当社へのライセンスに帰属し、お客様は、これらについて、本講座において当社の指示に従って使用する以外、何らの権利も取得するものではありません。

第14条 (反社会的勢力の排除)

- お客様は、自己及び「自己の財務及び事業の方針の決定を支配している者」並びに受講者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者又は暴力、威嚇、脅迫的言辭若しくは詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する者(以下「反社会的勢力」といいます。))に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明します。
 - 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用して認められる関係を有すること。
 - 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- お客様が前条の規定に違反した場合、当社は、催告その他何らの手続きを要することなく、且つ何らの責任を負うことなく、本講座の受講をキャンセルすることができます。

第15条 (合意管轄)

本規約に関する訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

2016年2月1日制定
2021年9月1日改訂

遠隔地における本講座受講に関する特約

本講座を当社の施設以外の場所からお客様の管理する設備を使用して受講する場合には、本規約に加えて、次の特約(以下「本特約」といいます。))も本規約の一部として適用されます。

- 本講座受講のため、お客様は、当社が指定する仕様・環境を満たす設備を、お客様の責任と負担で準備するものとします。
- お客様は、受講者が本規約及び本特約に反する行為を行わないよう、監督するものとします。
- 本講座の過程でお客様の設備に記録したファイル等は、お客様の責任で、本講座終了後直ちに消去するものとします。
- 遠隔地における受講の場合に限り、本規約第3条第1項(2)に示す誓約書については、受講者が署名捺印した誓約書を本講座開講初日までに郵送にて提出するものとします。

以上

2016年2月1日制定
2021年9月1日改訂

Ver.2.0